

# 知っておこう!

せい はん ざい

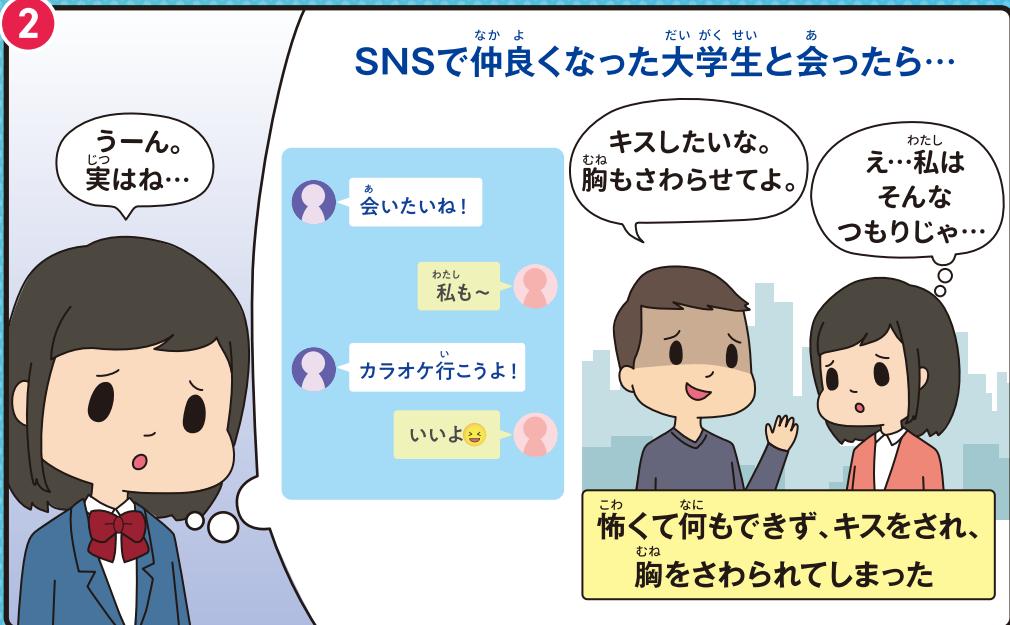
ほう りつ

# 性犯罪についての法律ってどんなもの?

1



2



3



4



## そんなことはありません!

たとえば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態<sup>※1</sup>」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、

性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

このような状況ではなくても、13歳未満(12歳以下)の人が性的な行為をされた場合、あるいは、

13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、5歳以上年上の人に対する性的な行為をされた場合は、

イヤかどうかにかかわらず、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」の被害です。

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。



※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

# そのほかにも…法律が改正されて、新しい規定ができました。

せいてき ぶい したぎ うつ しゃしん どうが  
性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

たと  
例えれば

●盗撮された場合

●「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合

は、「撮影罪」という犯罪の被害です。

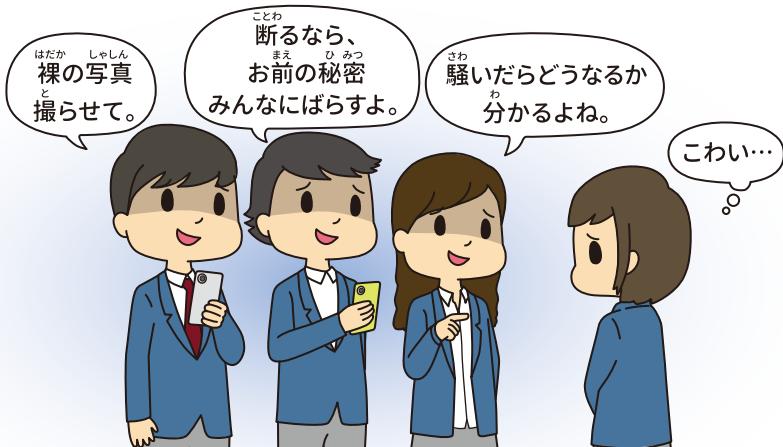
また、撮影される人が16歳未満の場合<sup>※2</sup>は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「撮影罪」の被害です。

えき  
駅のエスカレーターで…



したぎ とうさつ  
下着を盗撮された…

ぶかつどうせんぱい  
部活動の先輩たちに…



はだか 裸の写真と撮らせて。  
ことわ  
断るなら、まえお前の秘密みんなにはばらすよ。  
さわ  
騒いだらどうなるか分かるよね。  
こわい…

裸の写真を撮られてしまった…

さいみまんひと  
16歳未満の人<sup>※2</sup>に、

たと  
例えれば

●性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと  
●自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること

も、「面会要求等罪」という犯罪です。

<sup>※2</sup> 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上上の人が行ったとき。



ひがい  
被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかもと思った場合は迷わず相談してください

じんけんそうだん ほうむきょく  
**人権相談（法務局）**

●子どもの人権110番

無料 ☎ 0120-007-110

●SNS（LINE）人権相談



●子どもの人権SOSミニレター

せいはんざいひがいそうだんけいさつ  
**性犯罪被害相談（警察）**

（ハートさん）

無料 ☎ #8103

※24時間受付

こども そうだんまどぐち もんぶかがくしょう  
**子供のSOSの相談窓口（文部科学省）**

●子供のSOSの相談窓口

じかんこども

●24時間子供SOSダイヤル

（なやみ言おう）

無料 ☎ 0120-0-78310



※24時間受付

せいはんざいせいほうりょくひがいしゃ  
**性犯罪・性暴力被害者のための**

しえん  
**ワンストップ支援センター**

（はやくワンストップ）

無料 ☎ #8891

じかんうけつけ



せいほうりょく かん  
**性暴力に関するSNS相談（チャット）**

「Cure time（キュアタイム）」

まいにち じうけつけ  
毎日17時～21時受付



おやこ  
**親子のための**  
そうだん  
**相談LINE**



ちいさ  
お住まいの地域に  
よって受付時間が  
異なります。

じどうそうだんじよ  
**児童相談所**

ぎやくたいたいおう  
**虐待対応ダイヤル**

（いちはやく）  
無料 ☎ 189

